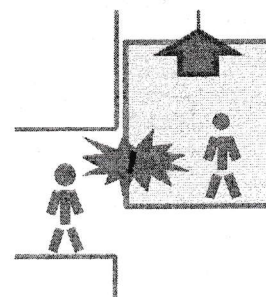


と かい ぞう こう ほ こ そ う ち 港区ではエレベーターに戸開走行保護装置を 設置する改修工事に助成金が出ます！

戸開走行保護装置とは・・・

ひとつのブレーキが故障しても、独立した二重ブレーキを作動させることにより、乗客の挟まれ及び転落を防止します。

平成21年（2009年）9月以降に設置されたエレベーターには設置が義務付けられています。



★助成対象となる建築物には 2つのケースがあります！

①マンション、②高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物（例：飲食店、事務所、病院等）

助成対象建築物	助成対象工事費の最大助成率			備考
	戸開走行保護装置	地震時管制運転装置*2	耐震対策*2	
①マンション	100% (最大300万円)	50% (最大50万円)	50% (最大50万円)	最大助成額はエレベーター改修工事費総額の3分の2です
②特定建築物*1 (病院、高齢者施設等の場合)	3分の2	3分の2	3分の2	助成金額算定の対象にできるのは、各助成対象工事費の合計で950万円までです
②上記以外の特定建築物*1 (例：事務所、飲食店等)	100% (最大100万円)	23% (上限額なし)	23% (上限額なし)	

※1 助成対象者が法人の場合は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

※2 戸開走行保護装置の設置とともに設けた場合に限り助成対象となります。

この他の詳細な条件や手続きについては
港区ホームページをご覧ください
(助成条件に合致しない場合はご容赦ください)

QRで簡単アクセス

https://www.city.minato.tokyo.jp/kenchikusetsubi/ucmp/ucmp_home.html

(港区ホームページのサイト内検索で「エレベーター助成」で検索していただいても大丈夫です。)



港区街づくり支援部
建築課建築設備担当

電話 03-3578-2301